

教育訓練給付金制度



受講生の皆様の負担軽減を図るため、社会福祉法人岡山県社会福祉協議会が実施する以下の研修が厚生労働大臣から特定一般教育訓練の指定を受けました。ご活用ください。

教育訓練給付金とは？

働く方々の主体的な能力開発やキャリア形成を支援し、雇用の安定と就職の促進を図るため、厚生労働大臣の指定を受けた教育訓練を受講・修了した方に対し、その費用の一部がハローワークから支給される制度です。

特定一般教育訓練では、受講費用の40%(上限20万円)が受講者に支給されます。

※受給するためには、事前に「訓練前キャリアコンサルティング」を受け、受講開始日の2週間前までにハローワークで受給資格確認の手続きを行う必要がありますので、ご注意ください。

指定教育訓練講座

岡山県介護支援専門員実務研修	指定番号：3322007-2420013-0
岡山県介護支援専門員更新(未経験者向け)研修	指定番号：3322007-2420023-2
岡山県介護支援専門員再研修	指定番号：3322007-2420033-5

給付手続き

特定一般教育訓練給付金を利用したい！

『訓練前キャリアコンサルティング』を受ける

ハローワークやキャリア形成・リスキリング支援センターで受けることができます
訓練対応キャリアコンサルタントによる訓練前キャリアコンサルティングを受け、就業の目標、職業能力の開発・向上に関する事項を記載した「ジョブ・カード」の交付を受けます

『受講資格確認』の手続きを行う

受講開始日の**2週間前**までに、お住まいを管轄するハローワークで行います

講座の受講・終了

支給申請には、教育訓練実施機関が発行する『特定一般教育訓練修了証明書』等が必要になります。申請を予定されている方は**事前に教育訓練実施機関(県社協ケアマネ研修係)にご連絡**をお願いします

『支給申請』を行う

研修終了日の翌日から**1か月以内**に、お住まいを管轄するハローワークで行います

←受給するには、研修受講開始日の**2週間前までに左記の手続きが必要**です

←事前の手続き完了後、研修終了日まで**に県社協へ支給申請予定の旨、連絡**ください

お問い合わせ先

給付条件等の詳しい内容は、お住まいを管轄するハローワークにお問い合わせください。



厚生労働省ホームページ

教育訓練給付制度の内容等については、こちらでご確認ください。

